オープンシェアオフィス入居団体募集要項

１　募集の目的

オープンシェアオフィスにおいて、市民活動団体やボランティア団体等、様々な団体が、事務所機能を共有することにより、省スペース化や多様な団体や人の交流を通じて、市民活動の一層の促進、団体間の連携強化を図ります。

２　応募条件　応募できる団体は、次の項目すべてを満たす市民団体とします。

（１）オープンシェアオフィスの趣旨を理解し、公益的な活動を行う団体。

（２）組織の運営に関する規則（定款・規約・会則等）が定められている団体。

（３）越前市内で、主たる活動を行っており、今後も継続的に活動を行うことが見込める団体。

（４）次のいずれかに該当し、会員が原則５人以上で事務所機能を必要としている団体

ア　特定非営利活動法人

イ　市民公益活動を継続的に推進する任意団体やボランティアグループ（趣味グループ、サークル活動は除く）

（５）営利を目的としない団体。

（６）宗教活動を目的としない団体。

（７）政治上の主義の推進・支持・反対を目的としない団体。

（８）特定の公職者（候補者を含む）又は政党の推薦・支持・反対を目的としない団体。

（９）暴力団でないこと、暴力団又は暴力団構成員の統制の下にない団体。

（10）他のオープンシェアオフィスの入居団体と連携し、よりよいオフィス環境づくりに協力できる団体。

３　募集団体数　若干数

４　入居期間　　令和４年１１月１日～令和７年１０月３１日（３年間）

５　入居にあたっての使用料

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額（年額・光熱水費・消費税相当額込み） |
| 片袖机１本（0.77㎡）あたり | １３，２９７円 |
| １㎡あたり | １７，２７０円 |

※事務机の数について、希望の台数を置くことができない場合があります。

６　入居にあたっての留意事項

（１）入居団体が使用するスペースの位置については、選考後決定します。

（２）入居にあたっては、越前市との賃貸借契約を締結します。使用料は、越前市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納めていただきます。

（３）電話加入権、通話料・インターネットプロバイダー料など、必要経費は各団体負担です。共用のオフィス機器も用意してありますので、詳細についてはお問い合わせください。

（４）オープンシェアオフィス内において、相談・問い合わせ対応等を行う際には、他の入居団体にも聞こえていることを前提に、個人情報等へのご配慮をお願います。また、物品（特に個人情報関連の物品）については、各団体で責任を持って保管していただくようお願いします。

（５）入居後は、オープンシェアオフィスを活用した他団体との連携・交流を深める行事等に積極的にご参加ください。

（６）入居団体には、活動報告書の提出を求める場合があります。

（７）入居団体がオープンシェアオフィス使用の目的、使用許可条件に違反したときなどは、使用の取消し又は変更をすることがあります。

７　応募手続き 以下の書類を提出することとします。

（１）オープンシェアオフィス入居応募申請書（様式第１号） 　　　　　　 １部

（２）団体概要書 （様式第２号） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １部

（３）組織の運営に関する規則（定款・規約・会則等） 　　　　 １部

（４）前年度活動（収支）計算書等、団体の前年度財務状況が分かるもの １部

　 ※実績がない場合は省略することができる。

（５）前年度事業報告書等、団体の前年度事業結果が分かるもの 　　 １部

※実績がない場合は省略することができる。

（６）今年度活動（収支）予算書等、団体の今年度財務状況が分かるもの １部

（７）今年度事業計画書等、団体の今年度事業計画が分かるもの 　　 １部

８　スケジュール（予定）

（１）応募受付期間　　　　　　　　 令和４年６月１５日～令和４年７月１４日

（２）募集要項説明会　　　　　　　　随時

（３）入居団体の審査等　　　　　　　令和４年７月下旬

（４）入居決定 　　　　　　　　　　令和４年８月

（５）入居 　　　　 　 　　　　　 令和４年１１月１日